

七戸町公園施設指定管理者募集要項

要項の趣旨

平成15年9月に地方自治法の一部改正が施行され「公の施設」の管理について、民間の能力を活用することにより住民サービスの効果的、効率的な対応と経費の節減を図るため、指定管理者制度が導入されました。

指定管理者制度は、従来の管理委託制度とは異なり、地方公共団体の出資法人や公共団体等に限らず、民間事業者や団体も議会の議決を経て「公の施設」の管理を行う指定管理者になることができるものです。

七戸町では、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、公園施設等の管理を適正に行うことのできる指定管理者を選定するため必要な事項を定めるものです。

根拠法令等（抜粋）

○地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

○七戸町森林公園設置及び管理に関する条例（平成17年七戸町条例第142号）第3条

森林公園は、町長が管理する。ただし、町長が必要と認めるときは、七戸町公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成17年七戸町条例第63号）第4条の規定に基づき、町長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができるものとする

○七戸町都市公園条例（平成17年七戸町条例第156号）第14条

町長は、設置の趣旨に基づき、都市公園の管理運営を七戸町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年七戸町条例第63号）第4条に基づき、町長が指定するものに管理を行わせることができるものとする。

○七戸町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年七戸町条例第63号）第2条

町長は、指定管理者を募集するに当たっては、あらかじめ次の各号に掲げる事項を町役場掲示場に掲示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

第3条

法人その他の団体であつて、指定管理者の指定を受けようとするものは、次に掲げる書類を添えて、当該指定について町長に申請しなければならない。

第4条

町長は、前条の規定による申請があつたときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定しなければならない。

1 施設の概要

指定管理者が管理運営する施設は下記施設（以下「公園施設」という。）です。

（１）名称、所在地、主要設備等

名称	所在地	設備等概要
柏葉公園	七戸町字町1番地 地内 外	水飲み場等、日本庭園東屋・倉庫、仮設トイレ
天神林児童公園	七戸町字天神林1 8番地3地内	水飲み場、屋外トイレ
倉越児童公園	七戸町字倉越66 番地6地内 外	水飲み場、屋外トイレ
七戸町森林公園	七戸町字志茂川原 地内	屋外トイレ、東屋、バーベキューハウス、河川水汲上げポンプ
尾山頭ふれあいの森公園	七戸町字菩提木 地内	管理小屋、管理歩道（遊歩道）

（２）当該施設の指定管理料（消費税及び地方消費税を含む）

令和4年度（実績額）	8,818,750円
令和5年度（実績額）	8,709,000円
令和6年度（実績額）	9,714,375円
令和7年度（実績額）	9,240,000円
令和8年度（実績見込み額）	9,310,000円

2 管理の基準（適正な管理の観点から必要不可欠である業務運営の基本的事項）

（１）管理期間等

公園施設の管理期間は、毎年4月1日から翌3月31日までです。また、環境整備に係る作業期間は毎年4月1日から11月30日までとし、冬期間に備えて適切な時期に雪囲いや水道の凍結防止等の対応をしていただきます。

（２）管理施設の利用の制限に関する事項

指定管理者は、施設を使用しようとするものが次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しないものとします。

- ①秩序又は風俗を乱すおそれがあるとき。
- ②施設の管理に支障をきたす恐れがあるとき。
- ③集団的又は常習的に暴力その他不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- ④その他指定管理者が不適當と認めるとき。

（３）利用料金について

①利用料金の収受の権限

地方自治法第244条の2第8項により指定管理者の収入として収受することを認めることとします。

②利用料金の額

利用料金の額は、七戸町森林公園設置及び管理に関する条例別表及び七戸町都市公園条例別表第2に定める範囲内において、指定管理者が、町長の承認を得て決定することとします。

③利用料金の減免

利用料金の減免は、七戸町森林公園設置及び管理に関する条例第7条及び七戸町都市公園条例第13条の規定により行うことができることとします。

(4) 秘密保持義務について

指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者（以下、「従事者」という。）は、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用し、若しくは不当な目的に使用することはできません。

また、指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様となります。

3 業務の範囲

業務は以下のとおりとなります。

詳細は「七戸町公園施設管理運営業務仕様書」に記載します。

- (1) 利用の許可に関すること
- (2) 利用料の収受に関すること
- (3) 公園内の環境整備、及び設備その他備品等の維持管理に関すること
- (4) 七戸町公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例第3条に規定する事業計画に基づいた各種事業の開催に関すること
- (5) その他管理運営に関する事務のうち、町長のみの権限に属する事務を除いた事務に関すること

4 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日までの5年間です。

5 公募スケジュール等

(1) 募集要項等の縦覧

①期 間 令和8年8月24日（月）から令和8年9月28日（月）
17時まで（土日、祝日を除く）

②場 所 七戸町役場財政課（七戸町役場本庁舎2階）
七戸町ウェブサイトにも募集要項を掲載します。

(2) 申請書等の受付

- ①受付期間 令和8年8月24日(月)から令和8年9月28日(月)
17時まで(土日、祝日を除く)
- ②受付場所 七戸町役場財政課
〒039-2792 青森県上北郡七戸町字森ノ上131番地4
TEL: 0176-68-2117 Fax: 0176-68-2804
- ③提出方法 七戸町役場財政課に直接持参してください。
応募書類は正本1部と副本10部をご提出ください。

(3) 質疑の受付及び回答

- ①受付期間 令和8年8月24日(月)から令和8年9月14日(月)
17時まで(土日、祝日を除く)
- ②受付場所 七戸町役場財政課
〒039-2792 青森県上北郡七戸町字森ノ上131番地4
TEL: 0176-68-2117 Fax: 0176-68-2804
Mail: zaisei01@town.shichinohe.lg.jp
- ③提出方法 七戸町役場財政課に直接持参またはメール、Fax
- ④回答期限 令和8年9月16日(水)
- ⑤回答方法 七戸町ウェブサイトに掲載します。直接の回答はいたしません。

6 選定等のスケジュール

- (1) 七戸町公の施設指定管理者選定委員会の開催(応募団体によるプレゼンテーション審査)
令和8年10月上旬を予定(応募団体には、申請書受理後に別途通知します。)
- (2) 候補者選定結果の通知
令和8年10月中旬を目処に審査結果を総務課から通知します。
- (3) 指定の通知
議会の議決の後、文書にて通知します。

7 指定管理者応募資格

法人その他の団体(以下「団体」という。)で、次の全ての要件を満たす者とします。

- (1) 町内に住所を有する団体であること(法人格の有無は問わない)。
- (2) 団体又はその代表者が次の事項に該当しないこと。
 - ①法律行為を行う能力を有しない者
 - ②破産者で復権を得ない者
 - ③地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167号の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、当町における一般競争入札等の参加を制限されている者

- ④地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
- ⑤国税及び地方税を滞納していないこと。

8 指定管理者応募書類

(1) 提出書類

①申込書（様式1）

※以下の書類の詳細は申込書（様式1）にも記載しております。

②応募資格を有していることを証する書類

指定管理者応募資格			書類の内容
7（１）関係	法人の場合		・ 法人登記簿の謄本 ・ 団体の定款、寄附行為又はこれに相当する書類
	非法人の場合		・ 団体の規約
7（２）①及び②関係	法人の場合		・ 不要
	非法人の場合		・ 代表者の身分証明書
7（２）③及び④関係			・ 7（２）③及び④に該当しない旨の申立書（様式２）
7（２）⑤関係	国税及び地方税	納税義務がある場合	・ 納税証明書（この要項の配布開始日以降に交付されたもの）
		納税義務がない場合	・ その旨を記載した申立書（様式２）

③管理運営業務の計画書（様式3-1、3-2、3-3）

④管理運営に係る収支計画書（様式4-1、4-2、4-3）

⑤団体の経営状況を説明する書類

- ・前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）
- ・前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成しているもののみ）
- ・現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに物産館等の管理運営業務以外の事業を開始する団体のみ）

⑥団体の活動内容等を記載した書類

- ・事業報告書（作成している場合のみ）

- ・役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

⑦質疑応答書（様式 5）

- ・指定管理者募集に係る質疑がある場合に提出してください。

9 選定方法等

（１）選定方法

指定管理者候補者の選定は、提出された事業計画書等を基に応募団体によるプレゼンテーション及び応募団体へのヒアリングを行い、七戸町が設置する「七戸町公の施設指定管理者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）による候補者の選定審査により優先交渉権者 1 者を選定します。

なお、応募団体が多数の場合は、事前に書類のみによる審査を実施し、プレゼンテーション審査の参加者を選定する場合があります。

また、選定委員会の全委員の合計評価点が 5 割に満たない場合は、優先交渉権者に選定しないこととし、応募団体が 1 者の場合でも適用します。

プレゼンテーション審査後に、町長が候補者を決定し、議会の議決を経て正式に決定します。

（２）プレゼンテーション審査

プレゼンテーション審査では、プレゼンテーションの制限時間を 20 分以内、ヒアリングの制限時間を 20 分以内とします。

また、以下の機材を七戸町で用意します。投影するためのデータ等については応募団体で記録媒体等を準備し、審査当日に持参してください。

①ノートパソコン

②プロジェクター及びスクリーン

10 選定基準

指定管理者候補者の選定は、事業計画書等の内容を、別紙「七戸町公の施設における指定管理者候補者選定基準（七戸町公園施設）」に基づき、事業計画書等及びプレゼンテーション等により選定委員会の委員が採点し選定します。

なお、選定委員会の各委員の持ち点は 100 点とし、委員 9 名による合計評価点が 5 割に満たない場合（450 点未満の場合）は、優先交渉権者に選定しないこととします。

11 指定管理料

七戸町は毎年度の予算の範囲内において、公園施設の管理に必要な経費を指定管理料として施設毎に指定管理者に支払うこととし、その具体的な金額は、申請時に提案された収支予算及び事業内容に基づき、指定管理者と七戸町が協議のうえ、会計年度毎に年度協定で定めます。

(1) 指定管理料基準額

9, 350千円／年（消費税及び地方消費税を含む）

※指定管理料基準額は令和4年度から令和8年度までの指定管理料等を参考としており、令和9年度の指定管理料については、選定委員会にて選定された候補者と協議することとなります。

②指定管理料基準額内訳（税抜き）

項目	金額
公園環境整備費（人件費）	4, 604, 589円
建物管理費（消耗品費など）	390, 000円
共通費（現場管理費等）	3, 505, 411円
合 計	8, 500, 000円

※指定管理料は、原則変更しませんが、当初想定されなかった特別な事情が発生した場合は、その都度協議を行い決定します。

12 責任区分

(1) 責任分担

七戸町と指定管理者の責任分担は「七戸町公園施設管理運営業務仕様書」へ記載しています。

(2) 損害賠償

七戸町に施設設置者として瑕疵があった場合は、七戸町が損害賠償を負いますが、その損害が指定管理者の施設の管理責任に起因したものについては、指定管理者が七戸町または第三者に対してその損害賠償を負うことになります。

13 経費負担

管理運営にかかる経費は、指定管理者の負担とします。ただし、次の掲げる経費については、七戸町が負担します。

- (1) 公園設備の修繕経費
- (2) 施設の火災保険料
- (3) その他協議で定める事項

14 事業報告

指定管理者は毎年度終了後、管理運営の業務に関する事業報告書を速やかに提出しなければなりません。また、七戸町は施設の責任者として、定期的に指定管理者からの運営状況の聴取及び実地調査を実施します。

15 その他

(1) 申請書類の修正について

申請書類は修正できません（軽微な修正を除く）。ただし、当町より書類の追加提出を求める場合があります。

(2) 申請者からの聴き取り調査について

必要に応じて、申請者から提出書類の内容について聴き取り調査を行います。詳細は後日ご連絡します。

(3) 選定結果等の公表について

申請書類及び選定結果については、公表する場合があります。

(4) 管理運営に必要なため、七戸町の備品については無償で利用できるものとします。（備品一覧は「七戸町公園施設管理運営業務仕様書」の別表1を参照）

(5) 管理業務の全部を第三者に委託することは禁止します。管理業務の一部を第三者に委託する場合には、あらかじめ書面により七戸町の承認が必要です。

(6) 七戸町は、指定管理者が協定の締結までに経営状況の急激な悪化等により、事業の履行が確実でないと認める場合には、指定を取消し、協定を締結しないことができます。

(7) この要項及び協定に違反したときは、指定期間内であっても業務の全部又は一部の指定を取り消すことがあります。

(8) 指定管理者は原則として法人税、法人町・県民税及び法人事業税等の課税対象となり、それを負担しなければなりません。

(9) 指定管理者は、業務に係る関係法令等の遵守に努めるものとします。

16 問合せ先

七戸町役場財政課

〒039-2792 青森県上北郡七戸町字森ノ上131番地4

TEL：0176-68-2117 Fax：0176-68-2804

担当：甲田

Mail：zaisei01@town.shichinohe.lg.jp

17 様式一覧

- (1) 指定管理者申請書（様式1）
- (2) 資格申立書（様式2）
- (3) 管理業務の計画書：基本方針（様式3-1）
- (4) 事業計画（様式3-2）
- (5) 人員体制表（様式3-3）
- (6) 管理に係る収支計画書：総括表（様式4-1）
- (7) 管理業務の収支内訳書（様式4-2）

- (8) 自主事業の収支内訳書（様式4－3）
- (9) 質疑応答書（様式5）

別紙

七戸町公の施設における指定管理者候補者選定基準（七戸町公園施設）

選定基準	審査項目	審査内容	評点（数値は配点）				
			優	やや優れている	普通	やや劣っている	劣
１．町民の 平等な利用 の確保	設置目的の 理解	各公園施設の設置目的を理解した内容となっているか。	5	4	3	2	1
	平等利用の 確保	町民の平等な利用が図られる内容となっているか。	5	4	3	2	1
２．設置目的を効果的かつ効率的に達成することができるか	安全性	安全な公園環境に資する取組みか	15	11	7	3	1
	快適性	快適なサービス及び公園環境に資する取組か	15	11	7	3	1
	効率性	効率的な業務遂行に資する取組か	15	11	7	3	1
	その他	その他アピールする事項の評価	5	4	3	2	1
３．施設の 管理を適正かつ確実に 実施する能力を有しているか	収支計画	収入、支出の積算が妥当であり、管理計画との整合性は図られているか。	10	7	5	3	1
	経営基盤	経営基盤が安定しており、事業計画書に沿った管理を行う能力を有しているか。	10	7	5	3	1
	実施体制	施設の機能を十分に発揮できる管理運営を行うことが出来る職員構成、職員数であるか。	10	7	5	3	1
	経験実績	施設の管理運営業務に関する知識と経験を有した職員を配置する計画となっているか。	5	4	3	2	1
４．その他	危機管理	災害その他緊急時の体制、情報管理体制は適切か	5	4	3	2	1